　【文例３】

　解雇予告手当を請求する通知書

　　30日前に解雇予告がない場合（退職の意思がある場合には）、30日以上の平均賃金（解雇予告手当）を請求することができます。解雇予告の日数は１日分の平均賃金が支払われれば１日短縮されますので、例えば10日前の通知であれば、少なくとも20日分の平均賃金は解雇予告手当として請求することができます。

　平均賃金の計算式（原則）

　　　平均賃金＝　直前の賃金締切日より起算した３か月間の賃金総額

　　　　　　　　　算定すべき事由の発生した日以前３か月間の総暦日数

　ただし、日給、時間給、出来高払の場合には、分母に当たる部分を実労働日数に変えて計算し、それに0.6をかけた数値と、原則で計算した数値との高い方を採用します。

（※　平均賃金の計算がご不明な場合には、労働委員会事務局までご連絡ください。）

ポイント

　・労働基準法違反であることを記載すること。

　・請求する金額、入金期限、入金方法等を明記すること。

例文

通知書

　私は、元号○年○月○日、貴社から××××を理由に元号○年○月○日付けで解雇する旨の通知を受けました。

　しかし、労働基準法では、労働者を解雇する場合で３０日以前に予告をしないときは、３０日分以上の平均賃金を支払うことが義務付けられています。

　したがって、３０日に満たない期間分、解雇予告手当として金○○円を請求いたします。

　元号○年○月○日までに、上記金額を私の口座○○銀行○○支店普通預金○○○○○○に入金してください。

　なお、期限までに入金がない場合には、労働基準監督署への通告他、法的手続をとりますので、あらかじめご承知ください。

元号○年○月○日

高知県○○市□□町□□番地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○　○○㊞

　高知県□□市□□町

　　株式会社△△

　　　代表取締役　△△　△△　様